

用語の説明

手形交換（てがたこうかん）→手形交換制度

主に個人や企業が振り出した小切手や手形を金融機関同士が相互に決済するために、複数の金融機関が定まった時刻に定まった場所（手形交換所＝各地の銀行協会などが運営）に集合して、手形や小切手などを交換し、その受払差額を計算する仕組み。

信用保証協会（しんようほしょうきょうかい）

中小企業者が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的機関としてその保証人となって（保証承諾）借入を容易にし、金融の円滑化を通じて、中小企業の支援を行うため設立された信用保証協会法に基づく特殊法人をいう。

信用保証協会業務（しんようほしょうきょうかいぎょうむ）

主たる業務は、中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引などを受けることによって生ずる債務の保証を行い、万一、中小企業者が返済不能となった場合は、その中小企業者に代わって金融機関に代位弁済する。

なお、代位弁済後は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をすることとなる。

基本財産（きほんざいさん）

一般企業の資本金に相当するもの。

代位弁済（だいいべんさい）

借入の返済ができなくなった場合、信用保証協会が金融機関に弁済し、金融機関の有する権利を代位すること。